

Title	裁判管轄権訴訟における合衆国最高裁判事の判決動向
Sub Title	The U. S. Supreme Court Decisions Concerning Jurisdiction
Author	河原田, 有一(Kawarada, Yuichi)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1995
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.68, No.12 (1995. 12) ,p.329- 352
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	石川明教授退職記念号
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19951228-0329

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

裁判管轄権訴訟における合衆国最高裁判事の判決動向

河 原 田 有 一

- 一 連邦最高裁判所の役割
- 二 裁判管轄権訴訟と連邦最高裁
- 三 ウォーレン・コートにおける裁判管轄権訴訟
- 四 バーガー・コートにおける裁判管轄権訴訟
- 五 レーニク・エスト・コートにおける裁判管轄権訴訟
- 六 今後の動向

一 連邦最高裁判所の役割

アメリカ合衆国最高裁判所（以下連邦最高裁）は三権のひとつの機能であることは言うまでもなく、合衆国憲法（以下連邦憲法）の番人である。

連邦最高裁の判断は議会の通した法律の合憲性を連邦憲法を通じて判断する立場にあることから、その権限は非常に強大であり、判決の持つ効果は非常に大きな影響力を持つ。これに対して連邦議会は連邦憲法の修正によってのみ

しかその判決に対抗しえない、または異なった解釈の判決がでるまでその法律は凍結されてしまう。

事実、連邦最高裁の存在はアメリカ国民にとって非常に重要なものであり、その動向は常に注目され、その判決は市民生活にも幅広く影響を及ぼす。この事実⁽¹⁾は日本の一般市民が最高裁判所を持つ認識とは大きく異なっている。

この事実からも、連邦最高裁判事の任命は閣僚人事よりも重要な案件であり、マスコミにおいても、より関心の強いニュースとして取りあげられる。特に退任する判事が判決動向を左右する立場にある場合は尚更である。

昨今、一九九〇年、九一年、九四年と有力なリベラル派の判事退任についてはその後任をめぐって内外に大きく報道された。九〇年のブレナン判事の退任は高齢のゆえに予測されたものであったが、保守的傾向を強める連邦最高裁の中にあつて最もリベラルな考え方を持つ判事として知られ、一九七七年に退任したリベラル派の代表格であつたダグラス判事の後継者の立場からその後任をめぐって大きな論争をまきおこしたが、任命権者である当時のブッシュ大統領は議会での対立を避けて中間派で無色透明な連邦控訴裁判事スーター氏を任命することで上院の承認を得るという平凡な結果に終っている。

この事実⁽²⁾に反して、九一年の十一月に同じく高齢を理由に引退を表明した黒人のマーシャル判事の後任をめぐって連邦最高裁判事任命史上において最もスキャンダラスな事件に発展したことは記憶に新しいことである。当初、後任に選ばれたトマス連邦控訴裁判事は黒人であり、中間派と思われたことからすんなり承認されるものと思われたが、部下に対するセクハラ疑惑が表でざとなり、上院司法委員会の審査において大変な議論となつたが上院本会議において僅差で承認された。

九三年には保守派のホワイト判事の退任が発表され、その後任についてはクリントン大統領の初の連邦最高裁判事の任命として注目されたが、リベラル派の任命には議会での承認が難かしいことから、中間派で女性として二人目にあたるギンズバーグ連邦控訴裁判事が指名された。この人事は同政権の女性の積極登用の一貫であり、上院において

も好感をもって迎えられ承認された。

九四年は唯一のリベラル派の生き残りであったブラックマン判事の辞意が表明され、この後任をめぐっては前回よりは大きな問題となったため当初、当時のニューヨーク州知事だったクオモ氏等の有力政治家の起用も考えられたが次々と固辞されたため中間派で元ハーバート大学教授のブレイアー連邦控訴裁判事が指名され、上院において承認された。結果として、連邦最高裁には純粹リベラル派は一人もいなくなったが必ずしも任命前の考え方と任命後の考え方が一致する訳ではないので、今後の判決においてどのような判断を示すかは現在において推測することは困難であると思われる。

現在のように連邦最高裁の役割及び判事の任命の重要性が増大したのはルーズベルト大統領の登場以降、一九三〇年代からである。当時、同大統領の不況対策による一連の政策立法が連邦最高裁によって次々に違憲判決を下されたのに対して、同大統領が判事交替時期を利用して自派の政策に対して理解のある判事を任命していったことからこのような傾向が見られるようになったと考えられている。

このような状況において、連邦最高裁判所がその役割とその存在を増大させ、司法の積極的介入主義を取り始めたのは一九五四年にアイゼンハワー大統領によって連邦最高裁長官に任命されたウォーレン長官の時代からである。一九五四年から一九六八年にかけてのウォーレン・コートの時代は特に人権問題に関する訴訟（公民権法、刑事訴訟法、人工妊娠中絶に関する問題等）は人権擁護の立場からよりリベラルな判決を下し、多少とも行政府とは相対する傾向を示した。まさに、この十四年間の時代こそ連邦最高裁が行政府および立法府に代わって市民生活において非常に大きな影響力を与え続けた。

このような連邦最高裁の傾向に対して危惧を持ち始めた行政府は当時のニクソン大統領がウォーレン長官の後任として比較的保守派といわれるバーガー連邦控訴裁判事を長官に任命した。この任命により連邦最高裁の判決姿勢に多

少とも変化することを行政府は期待したが、實際問題として、バーガー長官も期待された程の保守派でなく、また、他にリベラル派の多数の判事が存在したことによって、ウォーレン・コートの判決姿勢は引き続き保たれ、同様にリベラル的色彩の強い判決が下された一九六八年から一九八六年の間はバーガー・コートと呼ばれる一時代であった。ウォーレンおよびバーガー・コートを通じて連邦最高裁は一貫して司法積極主義、人権擁護のリベラル色の強い判決の傾向を続けたことに對して、一九八六年、当時のレーガン大統領はウォーレンおよびバーガー・コートにおいて司法消極主義、人権よりも公共秩序維持を重視する少数意見をリードしてきたレーンクエスト判事を長官に昇格させ、この傾向に終止符を打たせようと試みたが、前述した三人のリベラル派判事の存在と中間派によってその独自性をだせずじまいであったが、八一年、中間派のステュアート判事の後任としてアリゾナ州最高裁判事であった中間保守派のオコナ女史とレーンクエスト長官の後任判事として、連邦控訴裁判事であった保守派のスカリア氏が各々就任した。また、八八年には中間保守派のパウエル判事の後任として、連邦控訴裁判事であった中間保守派のケネディー氏の就任により、徐々に保守色を強める判決動向ができてゐる。

九五年現在、連邦最高裁の構成は保守派二人(レーンクエスト長官、スカリア判事)中間保守派三人(オコナ女史、ケネディー判事、トマス判事)中間派三人(スータ判事、ギンズバーグ女史、ブレイアー判事)、中間リベラル派一人(ステイヴンス判事)の九人である。この色別は必ずしも一致していないが、純粹リベラル派が皆無となり、レーンクエスト色の本領発揮が期待されている。

二 裁判管轄権訴訟と連邦最高裁

アメリカ合衆国は本来的には州の集合体であり、五十の独立した州とコロムビア特別区及びその他の地域から成立

する。各々の州はその地域に限定はあるがかなりの独立した自治機能を持った組織体であるから、その地域は独自の法と独自の裁判管轄権を有する。この特徴は建国当初においては独立国家共同体に近い存在として考えられていた。

しかし、交通、通信手段の発達とともにその垣根は次第に崩れてゆき、各州間の通商は活発になっていった。この反面において、法的制度の方は何んらの改革もせず、基本的には合衆国創立時と変わらない状態にあった。

このような状況下において、連邦政府は各州間の通商の活発化を憲法の州際通商条項を通じて各種の連邦法を多く制定し、これらの法の適用によって解決を求めようとした。しかし、裁判管轄権に関する問題は連邦憲法上の連邦制度に関する問題であり、単に法律の多様化によって左右する問題ではなく、あくまでも連邦最高裁の判断が必要とされた。⁽²⁾

この問題に関して連邦最高裁はペノイヤー対ヌフ事件⁽³⁾の判決において州の裁判管轄権はその物及び人が所在する領域のみに限定するという判断を示し、裁判管轄権について従来通りの考え方を示していた。

この問題に関して連邦最高裁は一九四五年のインターナショナル・シュール対ステイツオブワシントン事件⁽⁴⁾の判決までその解決策を留保していた。この判決において次のような判断を下した。

上告人であるインターナショナル・シュール社はワシントン州において送達指定代理人の指定及び会社の登録等の法的根拠となる活動は一切していないが、同州において、十数人の社員をコミッション契約で雇用し、その社員はサンプルを見せて注文に応じるだけ活動をなし、ほとんどの業務は本社においておこなっていたが、同州は同社の社員に対して失業保険掛け金の司法手続を行うため同社に対して賦課を請求した。これに対して同社はワシントン州とは何んらの法的関係も事業活動もおこなっていないとして連邦憲法一条八項の州際取引及び修正十四条適正手続に反するとして同州の裁判管轄権を争い、最終的にワシントン州最高裁において敗訴したため、連邦最高裁に権利上告をなした。同最高裁はこの事実関係において、インターナショナル・シュール社はたとえ同州において何んらの法的関係がないと

しても同州において組織的、継続的に事業活動をしていることは事実関係から見ても明らかであり、同州において活動するために同州法の保護と特権を利用することにより様々な恩恵を受けていることは上告人と同州との間に最低限度の関連性（ミニマム・コンタクト）を生じさせていることから同州が上告人に対して現実の所在を見いだして裁判管轄権を及ぼすことは適正手続条項に反しないと判示した。この判決において同最高裁は法廷地に所在しない被告に対してその法廷地州との間においてミニマム・コンタクトが存在すればフェア・プレイと実質的正義の伝統的概念に反しないとしたが、このミニマム・コンタクトとの構成要件については被告が法廷地州においてその訴訟原因となる活動を組織的・継続的におこなっており、かつ、積極的に法廷地州において保護を受けて、特権を利用している事実が必要であるとした。

しかし、この理論構成は非常に幅広く解釈されることから、各々の訴訟原因と事実関係からその要件を見い出すことは各々の事件における裁判官の裁量に任されることになり、判例によって色々と異なる判断が示されることがある。このようにミニマム・コンタクトの解釈についてはその事例において様々な判決が下されている。

三 ウォーレン・コートにおける裁判管轄権訴訟

一九五四年から六八年にかけてのウォーレン・コートにおいては二件の重要な判決が下された。一件は一九五七年のマギー対インターナショナル・ライフ・インシュアランス事件⁽⁵⁾である。この事件についての事実関係と判決要旨は次のとおりである。

カリフォルニア州民であるマギーはテキサス州法人の保険会社の生命保険金受取人であることから、同社に対して保険金支払請求訴訟をおこしカリフォルニア州において最終的に勝訴して、その執行判決をテキサス州において実行

しようとしたが、テキサス州の裁判所は同州において対人裁判管轄権が欠如しているとしてその執行を拒否したことからマギーが連邦最高裁に裁量的上告をおこなった。

ブラック判事の法廷意見は、テキサス州の保険会社とカリフォルニア州の生命保険の契約人との間の取引関係がたった一回であっても、同保険会社が自発的 (VOLUNTARY RULE) に取引関係にはいっていればそこにはミニマム・コンタクトが構成され被告とカリフォルニア州との間に於いて十分な対人裁判管轄権の要因となつた。この判決はほぼ全員一致の判決であり、主たる反対意見はみられなかったがウォーレン長官は審議に不参加であつた。

一九五八年のハンスン対デンクラ事件⁽⁶⁾はマギー事件と異なり九名の判事の意見を二分する判決であり、また、事件そのものも複雑な要素を含んでいる。事実関係は以下のとおりである。ドナー夫人はデラウェア州において信託を設立後フロリダ州に移住し、同州において遺言書を残して死去したのち相続人間において紛争が生じ、一部の相続人はデラウェア州における信託の無効と遺言書による相続財産の譲渡を求める宣言的判決をフロリダ州の裁判所が最終的に認容した。一方、デラウェア州においては信託財産の遺言執行人による信託財産の指定について有効であること。そして、フロリダ州においてはデラウェア州への対人、対物裁判管轄権を構成するミニマム・コンタクトが存在しないことを理由としてその執行判決を拒否したことから、連邦最高裁に裁量的上告がなされた。

ウォーレン長官以下四名(クラーク、ハーラン、ホイテック、フランクファーター)の法廷意見は以下のとおりである。フロリダ州判決はデラウェア州の遺言執行人がフロリダ州において死去したデラウェア州における信託設立人であるドナー夫人から、定期的に様々な指示を受けていたという事実に対して、対人・対物裁判管轄権が存在すると主張しているが、単にこのような関係においてミニマム・コンタクトは認められないとして、これを認める要件として、その州内において、その活動をおこなうための特権を意図的に利用 (PURPOSEFUL AVAIL) すること、および、その州法の利益と保護を受けることが必要であると述べた。

これに対して、ダグラス、ブラック、バートン、ブレナンの四名の判事の反対意見がある。これらの少数意見は以下のとおりである。フロリダ州の裁判所は修正十四条の適正手続に基づいてドナー夫人の設定した信託の指定についての効力を裁定する権利を保持するものである。その理由として、フロリダ州で死去した信託設定人ドナー夫人はデラウェア州の信託受託人との間に当事者関係が存在する。また、当地において遺言の検認も実施されていること、そして、デラウェア州の信託受託人はドナー夫人の財産についての代理人であることから利害関係が存在しているとして、フロリダ州においてミニマム・コンタクトを認定するための十分な要件を備えていると述べた。

このように、この事件においてミニマム・コンタクトを認めるための前提条件としての多数意見は非居住者が訴訟を提起された州においてより実質的にかつ組織的にその州においての活動が見いだされる時のみその州においてミニマム・コンタクトを認定すべきであると判断したのに対して、少数意見は非居住がその州において何んらかの関係を保持していればその強弱にかかわらずミニマム・コンタクトを認定し訴訟を提起しやすくすべきであると判断した。今後、この判決の多数意見が裁判管轄権訴訟における判例の基本となり、ミニマム・コンタクトの認定は非常に幅の狭いものとなった。

一方、少数意見の一人だったブレナン判事はその後終始一貫して自説を曲げずその少数意見貫きとおした。

四 バーガー・コートにおける裁判管轄権訴訟

一九六八年から一九八六年の十八年間のバーガー・コートにおいて裁判管轄権訴訟に関する判例はハンソン事件以来の二十年間の沈黙を破るように多くの判決をもたらした。その内訳は準対物裁判管轄権訴訟に関する判決が二件、対人裁判管轄権訴訟に関するものとして製造物責任訴訟が二件、契約違反訴訟が一件、名誉毀損訴訟が二件、養育費

支払増額訴訟が一件と総計八件に至っている。

まず最初に一九七七年に判決が下された、シェイファー対ハイトナー事件⁽⁷⁾について述べる。この事件はデラウェア州にとっても非居住者である原告がデラウェア州において登記簿上の本社が存在するが実際上はアリゾナ州において業務をおこなっている会社の役員に対して株主の代表訴訟を提訴するために、デラウェア州において存在すると推定される株券に対して債権の仮差押えの手続によって準対物裁判管轄権を取得し、同時にデラウェア州法の規定により対人裁判管轄権も取得し、最終的に、同州最高裁もこれを認容した。これに対して被告側はデラウェア州法のこの規定は連邦憲法修正十四条に違反しているとして、また同州には充分なミニマム・コンタクトが存在していないとして連邦最高裁に権利上告した。

マーシャル判事の法廷意見にはバーガー長官、ホワイト、ブラックマン、パウエル、スチュアート、ステイブンズの各判事が賛成した、また、レーンクエスト判事は審議に参加しなかった。法廷意見は以下のとおりである。準対物裁判管轄権についてもミニマム・コンタクトの存否によって決定されるべきものであり、本件は両当事者ともデラウェア州にとって非居住者であり、単に偶然に同州において株券が存在すると推定されただけの根拠において準対物裁判管轄権を取得して、その結果、対人裁判管轄権も取得することはできないとしてデラウェア州最高裁判決を破棄した。これに対して、ブレナン判事は結果として仮差押えに基づく対人裁判管轄権が取得できるデラウェア州法は違法であるとして同意し、ミニマム・コンタクトの存在が必要であるという法廷意見に同意したが、この事件においてミニマム・コンタクトが存在するかどうかは修正十四条の問題でなく、当然、デラウェア州は会社を認可した州として株主代表訴訟を起こすための強い利益を有しているとした。

一九八〇年のラッシュ対サヴァチェック事件⁽⁸⁾はシェイファー事件と同様、準対物裁判管轄権に基づく損害賠償請求訴訟である。この事件の概要は以下のとおりである。

インディアナ州民である原告は友人と乗車中、その友人の運転の過失によって事故に巻きこまれ、損害を受けたが、同州の好意同乗者法によってその友人に対して損害賠償を請求し保険金の支払を求めることができないので、ミネソタ州において、その保険会社に対して保険証券に基づく債権仮差押えにより同州において準対物裁判管轄権を取得し最終的に同州最高裁がこれを認めた。これに対して被告側は同州にはミニナム・コンタクトが存在していないことを理由に権利上告した。

連邦最高裁はマーシャル判事による法廷意見(バーガー長官、スチュアート、ホワイ特、ブラックマン、パウエル、レーンクェストの各判事が同意した)においてミネソタ州最高裁判決を次の理由で破棄した。

本件訴訟の自動車事故はインディアナ州において発生しており、ミネソタ州とは何んの関連性もないが、唯一の接点は同じ保険会社がミネソタ州において営業している点である。このことに基づいて債権仮差押え訴訟によって準対物裁判管轄権を認定することは単に偶然性を利用したにすぎず、本来の不法行為損害賠償請求訴訟とはなじまないものである。また、ミネソタ州において同じ保険会社が営業しているという法的虚構によってミニナム・コンタクトを認めることはできないこと、被告はミネソタ州において本件訴訟に関して何んらの意図的な活動をおこなっていないことを理由に挙げた。

これに対して、ブレナン判事は被告の保険会社と本件訴訟におけるミネソタ州との関係において、保険会社は全州的にそのサービス・ネットワークを持っている関係上、それは単なる偶然的な関係とは言えない以上、同州において当然、ミニナム・コンタクトを認めるための利害関係があると判断した。同様に、スチーブンズ判事も保険契約という性質上、全州的にその訴訟を起こされる関係にある以上、同州においてもミニナム・コンタクトは存在すると判断を示した。

以上二件の準対物裁判管轄権訴訟は単なる債権的な事物的存在によって対人裁判管轄権を認めず、ミニナム・コン

タクトの存在が重要な要件となることを示している。これは準対物裁判管轄権の存在に对人裁判管轄権の要因であるミニナム・コンタクトをとりいれ、人の行動がそのミニナム・コンタクトの存在すると推定される州において実質的に存在していることが重要な要素となり、ある意味において、裁判管轄権の拡張に歯止めをかける効果をもたらすとともに、対物と对人との管轄権の区別を実質的に薄めていく方向性をみいだしている。

次に对人裁判管轄権訴訟について述べる。

一九七八年のカルコ対カリフォルニア上級裁判所(第一審裁判所)事件は養育費増額支払訴訟である。この事件の事実関係は以下のとおりである。

ニューヨーク州に住居をもつ夫婦が別居し、その後、別居合意書に基づきハイチにおいて離婚が正式に認められた。二人の子供は父のもとに残り休暇のたびにカリフォルニア州の母のところに行くことが合意された。その後、娘はカリフォルニア州の母のもとで暮すことを希望したため一人でカリフォルニア州に送りだした。また、息子も母のもとで暮したいと希望したため、父の知らない内に同州に呼びよせた。その結果として、母親側は父に対して子供二人分の養育費増額請求をカリフォルニア州において起こし、父側は对人裁判管轄権を争ったが、最終的に同州最高裁において敗訴したため、連邦最高裁に裁量的上告をおこなった。

連邦最高裁はマーシャル判事の法廷意見(バーガー長官、スチュアート、ブラックマン、レーンクエスト、スチーブンスの各判事が同意)によりカリフォルニア州最高裁判決を破棄した。

父側が母親に対してカリフォルニア州に娘をその希望をいれて自主的に送りだした行為は同州の利益と保護を意図的に利用したとは考えられないとして、父側の行為は同州にミニナム・コンタクトを生じさせない判断をした。これに対してブレナン、ホワイ特、パウエルの各判事は父側の行為とカリフォルニア州の関係は非常に希薄な関係ではなく修正十四条の要件を満たす程度のミニナム・コンタクトが存在していると判断した。

製造物責任訴訟に関する対人裁判管轄権についての連邦最高裁の判断は下級審における判例の混乱を解決するためにも長年の間待望されたものであったことから、バーガー・コートは二件の判決を下したが必ずしもその解決を明確にするものではなかった。

一九八〇年のワールド・ワイド・フォルクス・ワーゲン対ウドスン事件⁽¹⁰⁾について述べる。この事件は自動車の欠陥によって生じた衝突事故により火災が発生して原告が負傷した。原告はこの自動車をニューヨーク州で購入しオクラホマ州において事故にあったことから、オクラホマ州においてこの自動車の製造会社の現地代理店に対して製造物責任訴訟をおこした。これに対して被告の現地代理店はオクラホマ州においてミニマム・コンタクトが存在していないとして請求の却下をもとめたが、同州最高裁は原告の請求を認めたため、被告側は修正十四条違反を理由に裁量的上告をなした。

連邦最高裁はホワイト判事の法廷意見(バーガー長官、スチュアート、パウエル、レーンクエスト、スチーブンズ各判事が同意)によってオクラホマ州最高裁判決を次のような理由により破棄した。

被告である輸入代理店は全州的なサービス・ネットワークにおいての一部にすぎず、積極的にオクラホマ州においての法の利益と特権を意図的に利用したものとみなされない。また、同州において継続的な販売活動もおこなわれていないことから通商の流れの外に位置し、予見可能性の範囲外と考えられる。同時に被告会社にとって同州は売却された自動車偶然に通過中に事故に遭遇したにすぎないとして、このような観点から同州にミニマム・コンタクトを認めることは修正十四条に違反していると判断した。

この法廷意見に対してブレナン判事の有力な少数意見が述べられている。

被告である輸入代理店はその販売した自動車は全米の地域において使用されることの予見可能性を認識して通商の流れの中に置かれたものであること。また、自動車はその行動範囲が広いことから当然オクラホマ州を通過するこ

とは予見可能性の範囲内にあったこと。また、証拠の収集、証人の証言、事故の検証等は事故発生地であるオクラホマ州においておこなわれるのが最も便利な法廷地であること等を理由として同州に対人裁判官轄権を認定するためのミニナム・コンタクトは認めるとした。また、マーシャル、ブラックマン両判事も自動車という全州的に移動できる性質のものであり、これを販売する代理店は全ての州において何んらかの事故等に巻きこまれる予見可能性を認識できる立場にあるとしてブレナン判事の意見に同意した。

この判決においては少数意見に対する同調論も多く多数意見に対する批判もかなりみうけられる⁽¹¹⁾。

一九八四年のヘリコプター・ナショナル・ド・コロムビア社（ヘリコル社）対ホール事件⁽¹²⁾は純粹な製造物責任訴訟ではないが不法行為に基づく損害賠償請求訴訟であり、構造的な訴訟形態は前述の事件と同じである。事実関係は以下のとおりである。

ペルーにおいて活動しているコロムビアの航空会社であるヘリコル社の所有するヘリコプターに同乗していた四人のアメリカ人は同地において衝突事故に巻きこまれ、全員が死亡した。その遺族らが原告となり、ヘリコル社を被告としてテキサス州において不法行為に基づく損害賠償請求を起した。これに対してヘリコル社は同州にはミニナム・コンタクトは存在しないとして修正十四条違反を理由に裁量的上告をなした。

連邦最高裁はブラックマン判事の法廷意見（バーガー長官、ホワイ特、マーシャル、パウエル、レーンクエスト、スチーブンス、オコナーの各判事が同意）によって次の理由によってテキサス州最高裁判決を破棄した。

ヘリコル社はテキサス州に定期的、継続的、に役員を派遣したこと、ニューヨーク州にある銀行口座からテキサス州においてそれを引きだしたこと、および、テキサス州においてヘリコプター部品の購入、乗務員の訓練派遣、製造業者への修理要員の派遣をなしたこと等々の行為は同州においてミニナム・コンタクトを認定させるための特権および法的保護の意図的利用にはあたらないとした。また、両当事者ともテキサス州にとっては非居住者の関係になるこ

とからも、原告が同州において訴訟をおこす場合はより慎重なミニマム・コンタクトの認定が必要であると判断した。この法廷意見に対して、ブレナン判事は被告企業のテキサス州におけるこれらの諸活動は同州において充分な法的保護を受け、その他特権等を意図的に利用しているとして、たとえ、両当事者とも同州にとって非居者であっても被告へのミニマム・コンタクトは認定するに充分な要件であると判断している。

両者の判決からも連邦最高裁は製造物責任訴訟におけるミニマム・コンタクトの認定については非常に厳格な判断を示しているが、次に述べる名誉毀損に基づく損害賠償請求訴訟におけるミニマム・コンタクトの認定については正反対の結論をくだしている。

一九八四年のキートン対ハスラー・マガジン会社事件⁽¹³⁾である。事実関係は以下のとおりである。ニューヨーク州民である原告がオハイオ州にある出版会社を名誉毀損で損害賠償請求訴訟をおこそうとしたが、原告は何んらかの遅延によって非常に長い出訴期限法を施行しているニューハンプシャー州以外は訴訟を提起できなくなったが、原告と同州との関係は原告がある雑誌社を援助したいという極めて薄い関連性しかなかった。一方、被告出版社は同州において定期的に雑誌を販売しているという関連性をもっていた。原告の訴えに対して同州連邦地方裁判所は従来の判例に従ってシングル・パブリケーション・ルール⁽¹⁴⁾により単にその州においての雑誌の販売のみによって被告会社へのミニマム・コンタクトは認定できないとした。この判決は第一巡回区連邦控訴裁判所によって確認されたことから原告が連邦最高裁に裁量的上告をなした。レーンクエスト長官による法廷意見は全員一致の同意によって以下の理由に基づいて連邦控訴裁判決を破棄差戻した。

この判決の要点はシングル・パブリケーション・ルールを明確に否定し、その州において特定の雑誌が販売されていることが特定されるならば、その州においてミニマム・コンタクトを認定するための充分な要件になるとして、従来の下級審判決の動向を否定したことにある⁽¹⁵⁾。また、同日に判決を下した、カルダー対ジョーンズ事件⁽¹⁶⁾においても同

じような傾向がみられる。事実関係は以下のとおりである。カリフォルニア州民である原告はフロリダ州内で発行された記事によって名誉を毀損されたとしてフロリダ州民である記者と編集者に対して名誉毀損訴訟をカリフォルニア州において起こした。第一審である上級裁判所は被告側の申立による表現の自由に関する修正一条の問題は裁判管轄権の認定について考慮すべき問題であるとして、被告の主張を認めて同州への対人裁判管轄権を否定した。原告の上告により同州最高裁判所は裁判管轄権という手続的問題において修正一条の実体的問題を考慮すべきでないとして第一審判決を破棄した。これに対して被告が裁量的上告を連邦最高裁になした。

レーンクエスト長官による法廷意見は全員一致の同意によって以下の理由により同州最高裁判決を確認した。

被告によるフロリダ州における意図的な記事は明らかに原告の名誉を傷つける結果をカリフォルニア州において生じさせたことは充分に同州にとって対人裁判管轄権の要因となるミニマム・コンタクトが存在していると判断した。また、名誉毀損訴訟における対人裁判管轄権の拡大化は表現の自由を萎縮させる効果をもたらしこととなるべく狭義に解釈すべきであるという問題は修正一条という実体的な側面として解釈すべきであり、裁判管轄権という手続き法的側面として考慮すべきでない⁽¹⁶⁾と判断した。

一九八五年のバーガー・キング会社対ルゼWis事件は唯一、連邦最高裁が名誉毀損訴訟を除いて対人裁判管轄権を認めた判決である。この事件の事実関係は以下のとおりである。フロリダ州法人で原告であるバーガー・キング社はミシガン州民である被告とフランチャイズ契約(販売独占契約)を締結していたが契約違反が生じたためミシガン州民である被告をフロリダ州南部地区連邦地裁に提訴した。これに対して被告は対人裁判管轄権を争ったが第十一区連邦控訴裁において被告の主張が認められ、フロリダ州におけるミシガン州民への対人裁判管轄権が認められなかったため原告側が連邦最高裁に裁量的上告をなした。

ブレナン判事の法廷意見(バーガー長官、マーシャル、ブラックマン、オコナ、レーンクエストの各判事が同意、パウエル判事

は参加せず)は以下の理由によって連邦控訴裁判決を破棄した。

原告と被告が締結した契約はフランチャイズ契約に基いた、かなり明確に権利義務関係が示された附合契約であり、裁判管轄権についての同意条項も含まれている。また、原告と被告は長期間、継続的かつ実質的な関係を有しており、被告は意図的にその契約関係をフロリダ州において利用したことは明らかであることから、たとえ、被告が同州において何んらの物理的関係を有していないとしても、ミニナム・コンタクトを認定するに充分な関連性があるとした。

この法廷意見に対してスチーブンス、ホワイート両判事の有力な反対意見が次のように述べられている。

原告である会社と被告である個人との間で締結された附合契約は原告にとって一方的に有利な内容である。この事実は被告に対して対等の契約関係を成立させない。このような関係の下で、被告に対しての原告側の一方的な対人裁判管轄権への服従は適正手続の要件である基本的な公正さに反していると述べた。

以上をもって、バーガー・コートにおける裁判管轄権訴訟に関する判例の説明を終える。この二十年間は裁判管轄権訴訟における各分野においての下級審判決の混乱を積極的に調整した。一方製造物責任訴訟については下級審の拡大化の方向に対して慎重な態度をとり、また名誉毀損訴訟においては下級審判決における拡大化の慎重姿勢に対してより積極的に拡大化を認める方向性を示したことが非常に大きな特徴と言える。現在これらの諸判例は重要な先例となり下級審に対して影響をおよぼしている。

五 レンクエスト・コートにおける裁判管轄権訴訟

一九八六年にバーガー長官の後任として連邦最高裁長官に昇格したレンクエスト判事は生粋の保守派であり、一連の裁判管轄権訴訟において終始多数派にあり、あくまでも、連邦制度の枠内においてミニナム・コンタクトを認定

すべきだとして、ある一定限度内において厳格に判断すべきものであるとしていることからバーガー・コートの路線は継承していくことは確実であった。

一九八七年のアサヒ・メタル対カリフォルニア州上級裁判所事件⁽¹⁹⁾は連邦最高裁判事の意見が結論的には一致したが、ミニマム・コンタクトの認定をめぐって意見が二分した判例として注目された。この事件の事実関係は以下のとおりである。

カリフォルニア州内においてオートバイを運転中、タイヤ・チューブの欠陥によってタイヤが破裂したことによりコントロールを喪失し、トラクターと衝突して、同乗していた妻が死亡した。原告である夫はそのタイヤ・チューブの製造会社である台湾のチャンシェン社を製造物責任に基づく損害賠償請求訴訟を起こした。これに対して同社は原告との間において和解を成立させ損害賠償金を支払った。この事実関係から同社はタイヤ・バルブの製造元であり日本の会社であるアサヒ・メタル社をカリフォルニア州において求償権に基づく損害賠償請求を起こした。同社は対人裁判管轄権を争ったが州最高裁において敗訴したため連邦最高裁に裁量的上告をなした。

この上告に対して連邦最高裁はオコナ判事の法廷意見(レーンクエスト長官、ブレナン、ホワイ特、マーシャル、ブラックマン、パウエル、スチーブンズの各判事が同意)によりカリフォルニア州最高裁判決を破棄した。すなわち、被告に対して対人裁判管轄権を認めることはフェア・プレイと実質的正義の原則に反するとして以下の点について不合理性があると判断した。被告の日本企業がカリフォルニア州において台湾企業と争うということは相当の負担を同社に課することになること。原告である台湾企業が台湾および日本でなくカリフォルニア州において本件を争うという点についての便宜性を証明できないこと。当事者のいずれもカリフォルニア州において非居住者であること。争点が製造物責任に関する問題でなく、原被告間の求償請求であり、同州にとって明白な利害関係がないこと等をあげている。

しかし、ミニマム・コンタクトの認定については判事間において意見が二分した。

オコナ判事の筆なる相対的多数意見にはレーンクエスト長官、パウエル、スカイラの各判事が同意した。すなわち、アサヒ・メタル社製造のバルブが台湾の会社を通じてカリフォルニア州において売却され、タイヤ・チューブに装着された事実は被告が法廷地に対して意図的に仕向けた行為ではなく、単に商品を通商の流れの中に置いただけである。このような事実関係から被告と法廷地州においてのミニマム・コンタクトは認定できないと判断した。

これに対して五名の判事による相対的少数意見がある。ブレナン判事によるこの意見にはホワイト、マーシャル、ブラックマンの各判事が同意した。すなわち、アサヒ社はカリフォルニア州においてバルブのアッセンブリーの供給システムについて何んらの関係もしていないが、部品の一部を構成する製品を同州において売却していることについての経済的利益を得ている関係からも同州において意図的に市場に参入していると考えられるとして、ミニマム・コンタクトは認定できるとした。また、スチーブンス判事も多少とも異なった意見ではあるがブレナン判事に同意して次のように述べている。

被告は数年にわたりカリフォルニア州向けとして年間十萬ユニットを超える商品の取引をしていることは、たとえ、この商品が世界中に流通している標準型だとしても同州の市場に意図的に参入していることになるから当然ミニマム・コンタクトは認定できるとした。このようにミニマム・コンタクトの認定に関して各判事の意見は完全に二分しており、どちらの意見とも法廷意見とならなかったため下級審においてはオコナ判事の意見とブレナン判事の意見の採用についてみだれが生じてきており、各州の州、連邦の裁判所⁽²⁰⁾において判決が別れている。

一九九〇年のバーンハイム対カリフォルニア州上級裁判所の事件はアサヒ事件と同様な経過をたどり、また、一時的管轄権という一昔前の理論によって判決を下したことから注目を引いた事件であり、事実関係は以下のとおりである。

ニュージャージー州に住居をもつ夫婦が別居することに合意し、夫婦間和解合意書(財産の分割、養育費の支払、子供

への面接等)を締結した。その後、原告である妻は二人の子供をつれてカリフォルニア州へ住居を移し、夫と正式に離婚するために和解しがたい不和を理由に同州の裁判所に提訴した。これと同じくして被告である夫が子供への面接と商用をかねて同州を訪れ、子供と会うために家を訪問した時に訴状を直接に送達された。これに対して被告は限定答弁をおこない、同州には被告へのミニマム・コンタクトが存在していないことから対人裁判管轄権はおよばないと主張したが、同州控訴裁判所は被告への一時的所在による訴状の送達は有効であると判断したため、被告は連邦最高裁に一時的管轄による対人裁判管轄権の取得は修正十四条に違反しているとして裁量的上告をなした。

連邦最高裁は被告への対人裁判管轄権の行使はフェア・プレイと実質正義の原則に適合し、修正十四条にも違反しないとして全員一致の意見により現判決を確認した。

しかし、この確認理由については意見が大きく二分された。

一時的管轄により対人裁判管轄権を認めるスカリア判事の相対的多数意見(レーンクレスト長官、ケネディー、ホワイト各判事が同意)は以下のとおりである。

被告は自らの意思によって法廷地州であるカリフォルニア州にはいり、そこに所在することにより訴状の送達を受けたことはその所在自身がフェア・プレイと実質的正義の伝統的概念に合致するものである。この事実から、ミニマム・コンタクトの理論は採用できない、すなわち、この理論は州外における被告に対して訴訟を提起している州において対人裁判管轄権を行使できるかどうかを判断する基準であるとしていることから、今回の事件のような州内における非居住者の被告への対人裁判管轄権の行使においては、古くからの英国法の伝統的理論である TRANSITORY ACQUISITION(地域性のない訴訟)⁽²²⁾から形成された TRANSITORY JURISDICTION(一時的管轄権)の理論に基づいてその対人裁判管轄権の根拠とすべきだとしている。この理論は PHYSICAL PRESENCE(現実の所在)の考え方から PENNOYER RULE(ペノイヤー事件準則)において修正十四条の下において適用され認められた原則であるとしている。

連邦最高裁が一時的管轄論によって対人裁判管轄権を認めることはおそらくインターナショナル・シュー事件以来はほとんど皆無といってもよい、なぜ、この時期にこの理論を復活させたかはわからないが、確かに、事件の性質上、一時的管轄論によって対人裁判管轄権を認めることは単純明快であるが、逆に、裁判管轄権の認定について今後、全般的にこの理論を適用していこうという意図があるとすると、これは裁判管轄権の認定をさらに縮小させる効果をもたらすのではないか、このスカリア判事の意見には相当の批判も生じている⁽²³⁾。

これに対してブレナン判事を筆頭にマーシャル、ブラックマン、オコナの各判事は一時的管轄論に反対して、あくまでも、ミニマム・コンタクトの理論により対人裁判管轄権を認定すべきだとしている。すなわち、被告である夫は法廷地州に一時的に滞在することによって自発的、積極的にその州の提供するサーヴィスの恩恵を意図的に利用したことは単なる一時的の所在および通過とは異なっている。これらの事実関係から被告と法廷州とを関係づけるミニマム・コンタクトは充分に存在するから対人裁判管轄権も認定できると判断した。

また、スチーブンス判事は両者の意見において双方とも充分に納得のいく意見であることから、両者の組合わせのような意見に同意するとして判決に同意した。

結果として、両者の意見とも多数意見にならず法廷意見を構成できなかったが、スカリア判事の一時的管轄による対人裁判管轄権の認定については様々な批判等が生じているのは前述したとおりである。

一例として、このような方法で原告によって優先的に対人裁判管轄権を認定してしまうことは被告にとってきわめて不便な法廷地の選択をしていることになってしまうことからFORUM NON CONVENIENS (不便法廷地論)⁽²⁴⁾の問題が生じてくることからこの点についても充分な考慮が必要であろう。

六 今後の動向

裁判管轄権訴訟における連邦最高裁判事の判決動向について明確な保守派とリベラル派の意見についての相違はない。この現象は他の人工妊娠中絶訴訟、公民権訴訟、刑事訴訟法上の人権規定に関する訴訟と比較して、これらの問題はきわめて社会性の高い問題であるが、この問題の争点はきわめて純法律的民事訴訟法に関することである

しかし、裁判管轄権に関する問題はすくなくからず保守派とリベラル派の対立する論点を包含している。その点について連邦と州についての歴史的対立構造において連邦権限を拡大し事実上州権を縮小していこうという理論と建国以来の州権の維持と連邦政府の介入を極力減らしていこうとする理論との対立軸を根底においていることから、各種の事件においてリベラルな判決姿勢を保つブレナン判事と保守派のチャンピオンを自認するレーンクエスト長官との対立姿勢は裁判管轄権訴訟においても顕著なことである。これは明らかにこの争点に関しての法的考察の相違からきている。

ブレナン判事はハンソン事件における一票差の少数意見の生き残りとして、退任までの間、この意見を全ての裁判管轄権訴訟において一貫して主張した。

一方のレーンクエスト長官は保守派らしく連邦制度の枠内でのみ裁判管轄権は認められるべきであるとして名誉毀損訴訟および一部の判決を除いて裁判管轄権の拡大化を否定している。

この両者を基軸として裁判管轄権肯定派と否定派に意見が別れており、その他の判事の意見はリベラル派、保守派を問わず必ずしも意見が一致しておらずケース・バイ・ケースによって異なっている。⁽²⁵⁾

特に、裁判管轄権訴訟において争点が生じた問題は製造物責任訴訟におけるミニマム・コンタクトの認定に関することである。アサヒ事件においてはオコナ判事を筆頭とした三名の判事はその認定をかなり厳格に解釈し、ブレナン

判事を筆頭とした他三名の判事はその認定をゆるやかに解釈していることは前述したとおりであるが、この相対立した解釈は現実に下級審判決を混乱させている。この判決のもつ意味は他の製造物責任訴訟において別れていた判事の意見が明確に二つに別れた点においてリベラル色と保守色の色彩が明瞭になったことである。

バーンハム事件においても現実の所在による一時的所在によって対人裁判管轄権を認定するスカリア判事ら四名の意見とミニナム・コンタクトによって対人裁判管轄権を認定するブレナン判事ら四名の意見も同様に前者は保守的傾向を持つ判事を中心としており後者はリベラル的傾向を持つ判事が多いことから今後これらの問題についてより一層の対立関係が生じてくるのではないだろうか、現在、ブレナン、マーシャル、ブラックマン、ホワイットの各判事が去っており、今後、アサヒ事件におけるオコナ・ルールおよび一時的管轄による対人裁判管轄権の意見が新たな判例によってどのように変化していくかは新任の四名の判事の考え方にかかってくると思われる。

最近、連邦最高裁において二つの重要な判決がだされたことによって、保守派とリベラル中間派の構成が判明してきている。⁽²⁶⁾その内訳は保守派はレーンクエスト長官、オコナ、トマス、ケネディー、スカリアの各判事でリベラル中間派はスチーブンス、スーター、ギンズバーグ、ブレイアーの各判事である。

この内訳が必ずしも裁判管轄権訴訟の判例において一致するわけではないがオコナ・ルールには三名の判事が賛成し現存していることから近い将来法廷意見になる可能性も残っている、同時にスカリア判事の一時的裁判管轄権の理論も同じく三名の判事が現存していることから、この理論も法廷意見になる可能性は残っている。このことから中間リベラル派であるスーター、ギンズバーグ、ブレイアーの各判事が裁判管轄権訴訟に関してどのような態度をとるかによって連邦最高裁の方向性が定まると思われるが、現状においてはオコナ・ルールは法廷意見になるのは時間の問題ではないだろうか。このことは製造物責任訴訟に関するミニナム・コンタクトの認定が制限的に解釈されることから今後予想される判決は個々の事例によって異なるがより実質的な要件がもとめられてくるだろう。

- (1) H・レーンクエスト著根本猛訳「アメリカ合衆国最高裁、阿川尚之著、大統領を訴えますか参照。
- (2) 河原田有一「裁判管轄権訴訟に関する合衆国最高裁判例の帰趨」国際商事法務十八巻五号（一九九〇）。
- (3) Pennoyer v. Neff 95 U. S. 714 (1877).
- (4) International Shoe Co. v. State of Washington 326 U. S. 310 (1945).
- (5) McGee v. International Life Insurance Co. 355 U. S. 220 (1957).
- (6) Hanson v. Denckla 357 U. S. 235 (1958).
- (7) Shaffer v. Heitner 433 U. S. 186 (1977).
- (8) Rush v. Savchuk 444 U. S. 320 (1980).
- (9) Kulko v. Superior Court of California 436 U. S. 84 (1977).
- (10) World Wide Volkswagen Corp v. Woodson 444 U. S. 286 (1980).
- (11) 石黒一憲「現代国際私法（上）」三〇四—三〇五頁参照。
- (12) Helicopteros Nacionales de Colombia S. A v. Hall 466 U. S. 408 (1984).
- (13) Keeton v. Hustler Magazine, Inc. 465 U. S. 770 (1984).
- (14) Single Publication Rule 単に法廷地州においてその出版物が発行されているだけでは裁判管轄権は認められないとする原則。
- (15) New York Times v. Conner 365 F. 2d 567 (5th. Cir., 1966).
- (16) Calder v. Jones 465 U. S. 783 (1984).
- (17) Chilling Effect chilling effect Single Publication Rule の理論構成の中心。
- (18) Burger King Corp. v. Rudzewicz, 471 U. S. 462 (1985).
- (19) Asahi Metal Industry Co. v. Superior Court of California 480 U. S. 102 (1987). ジョセフ・グリフィン「外国製造業者に対する裁判管轄権の確定に関する米国最高裁の指針」国際商事法務十五巻八号一九九（1987）。
- (20) オコナ・ルールに従う判決が多い連邦裁判所の巡回区は第八区（ミズーリ、ミネソタ等他五州）第三区（ペンシルヴァニア等）第十一区（フロリダ等）第四区（ヴァージニア等）これに対してこのルールに従わない傾向が強い巡回区は第六区（ミシガン等）第二区（ニューヨーク等）第五区（テキサス等）第九区（カリフォルニア等）である。また、第一区（マサチューセ

- ッ等)の判決傾向ははっきりせず、第十区はコロラドはオコナ・ルールに従っているがワイオミング、ユタは従わない傾向が強い。オコナ・ルールに従った判例 *Falkirk Mining v. Japan Steel Works, Ltd* 906 F2d 369 (8th Cir. 1990). 従わなかった判例 *Tobin v. Astra Pharmaceutical Prods., Inc* 983 F. 2d 528 (6th Cir. 1993).
- (21) *Burnham v. Superior Court of California* 495 U. S 604 (1990).
- (22) 十六世紀からの英国の古い法理論「被告をみつけた場所においていつでも訴訟をおこなう」という考え方。
- (23) 批判する論文として E. D. Prescott *Transient Jurisdiction is Here to Stay: Burnham v. Superior Court of California* 23 Conn L. Rev. 1125-1168 (1990-1991).
- (24) 一方の当事者にとってその州の裁判管轄権に服することが便宜でない場合、裁量によりこれを行使せずこれを却下し、他州に適切な法廷地がある場合はこれを移送する。連邦裁判所間連邦民事訴訟規則一四〇四条(a)による。河原田有一「損害賠償請求訴訟における対米フォーラム・ショッピングの二重構造の動向」国際商事法務十六巻四号(1988)。
- (25) J. R. Leathers *Supreme Court Voting Patterns Related to Jurisdictional Issues* 62 Washington L. Rev 631-680 (1987).
- (26) *Adarand Constructors Inc., v. Pena, Secretary of Transportation* (1995 June 12th 63 L.W. 4523) において積極的差別撤廃措置を違憲とし、U. S. v. Johnson (1995 June 29th 63 L.W. 4726) において白人差別選挙区を違憲とした。いずれも五対四の僅差で同じ判事による賛成、反対であり、保守派とリベラル派の判事が明確に表に出たことになる。